

# 平成25年分 所得税・消費税・贈与税の確定申告

税理士事務所が引き受ける個人の1暦年の所得、贈与についての確定申告は、顧問契約を締結している個人事業者、不動産賃貸業、法人顧問先の役員が中心で、その所得の種類も多岐にわたっています。事業所得者は事業だけではなく、不動産賃貸、公的年金、生命保険等の満期金などの収入があったり、不動産賃貸業の場合には、資産の運用として株式投資による配当や譲渡所得があったり、役員が給与のほか会社への不動産賃貸による収入や配当金の収入による所得があったり、そのほかには収用による不動産の処分や居住用財産の譲渡などがあります。相続税の改正に対する対応のための生前贈与が行われている状況の中で、顧問先のほか一般の納税者の方を紹介されて贈与税の申告の依頼を受けることもありましょう。

個人事業者や不動産賃貸業の消費税については、簡易課税制度の選択事業者が多数であろうと推測しますが、消費税の処理は、所得税の処理と連動して行うこととなります。生前贈与について、暦年課税方式・相続時精算課税方式のいずれを選択するか、その対応も必要となります。

さらに、最近の確定申告において注意したいのは、過去の税制改正で平成25年分の所得税から適用される制度を今年の確定申告に反映させることです。例えば、平成23年度改正のうち公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を追加、生命保険契約等による年金のうち受取人と契約者が異なるものについては源泉徴収が不要となったこと、平成24年度改正のうち給与所得控除の上限が245万円となったこと、給与所得の特定支出の範囲の拡大、特定役退職手当祈祷の所得金額の計算、国外財産調書制度の創設などがあります。

税理士事務所では、財務処理から申告書作成まで、すべてをコンピューターソフトにより処理している状況の中で、最も注意したいのは、すべての所得計算、消費税計算及び贈与について、証憑書類の収集と確認及び各規定の適用要件をしっかりとチェックすることです。納税者からの聞き取りは重要なポイントですが、その申し出のみで業務を進めることなく、必ずその根拠となる証憑書類を収集し、その内容、事実を納税者と確認し、納得した上で申告業務を進めて頂きたいと思えます。

研修時間は一日5時間と短い時間ですが、重要事項を中心に、適用要件を確認し、証憑書類、参考資料、計算資料を使って解説いたします。

## 講師紹介 税理士 岩下 忠吾 氏

日本税務会計学会・法律部門担当副学会長、租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員  
東京地方税理士会税法研究所主任研究員、早稲田大学法科大学院講師

〈著書〉

「総説 相続税・贈与税 第3版」(財経詳報社)・「消費税課否チェックリスト」(税務経理協会)

「非上場株式の評価&活用の税務」(税務経理協会)・「消費税実務事例100選」(税務経理協会)

## ＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成26年1月23日(木) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階 会議室
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。  
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。  
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)  
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。